

玄海町空き家バンク制度実施要綱

令和2年3月12日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄海町内の空き家等を有効活用することにより、玄海町への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 玄海町内に存する空き家等の物件登録及び利用希望者に関する登録を通して、物件登録者及び利用登録者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (2) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空き家等（居住又は使用しなくなる予定のものも含む。）及び現に居住又は使用する建物が無い土地で、かつ、居住を目的とした建物を建築できる土地をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 物件登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (5) 利用希望者 玄海町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者をいう。
- (6) 利用登録者 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 所有者等は、空き家バンク制度物件登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク制度物件登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適当であると認めたときは、空き家バンク制度物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家バンク制度物件登録完了通知書（様式第3号）により、当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、玄海町空き家バンク制度によることが適当と認めるときは、当該空き家の所有者等に対して同制度への物件登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 物件登録者は、前条第1項の規定により提出した空き家バンク制度物件登録申込書の記載事項に変更があったときは、空き家バンク制度物件登録事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（物件台帳の登録の抹消）

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は物件台帳の登録抹消を受けようとするときは、空き家バンク制度物件登録抹消届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク制度物件登録抹消通知書（様式第6号）により物件登録者に通知するものとする。

（利用希望者の登録の申込み等）

第7条 利用希望者は、空き家バンク制度利用登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、斡旋及び仲介等を目的とした登録はできないものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれ

れかに該当するもので、その内容を適当であると認めるときは、空き家バンク制度利用登録者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、玄海町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家バンク制度利用登録完了通知書（様式第9号）により、当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 利用登録者は、前条第1項の規定により提出した空き家バンク制度利用申込書の記載事項に変更があったときは、空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用者台帳の登録の抹消）

第9条 利用登録者は、登録の抹消を受けようとするときは、空き家バンク制度利用登録抹消届出書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が趣旨に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込を行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (5) その他町長が利用者台帳への登録が適当でないとして認められたとき。

3 町長は、前項の規定により利用者台帳の登録を抹消したときは、空き家バンク制度利用登録抹消通知書（様式第12号）により利用登録者に通知するものとする。

（情報提供等）

第10条 町長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、物件台帳及び利用者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、物件登録者及び利用登録者が行う、空き家等の利用に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第11条 第4条第2項及び第7条第2項の規定により、町が保有する登録台帳に記載する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

2 物件登録者及び利用登録者は、空き家バンク制度における個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家バンク制度から取得した個人情報にあつては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（暴力団の排除）

第12条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は、空き家バンク制度を利

用することができない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。